

各 位

会 社 名 株式会社三條機械製作所
代 表 者 名 代表取締役社長 村田 哲夫
(コード番号 6437 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役本社経理部長 西巻 俊雄
電 話 番 号 0256-45-3131

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議並びに
全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 2 月 24 日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「平成 24 年 2 月 24 日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、種類株式発行等に係る定款一部変更、全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）に係る定款一部変更、及び全部取得条項付普通株式（下記「Ⅰ．当社定款の一部変更等の内容 ②」において定義いたします。以下同じです。）の取得について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本日開催の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議したところ、下記のとおりいずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、本日から平成 24 年 4 月 22 日まで整理銘柄に指定された後、平成 24 年 4 月 23 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の当社取締役会において、本臨時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得に関する決議に基づき、平成 24 年 4 月 25 日を全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日（以下「基準日」といいます。）と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記録された当社の株主様をもって、その所有する全部取得条項付普通株式の全て（但し、自己株式を除きます。）を、平成 24 年 4 月 26 日を取得日（下記「Ⅱ．2．（2）全部取得条項付普通株式の取得の効力発生日」において定義いたします。以下同じです。）として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき A 種種類株式（下記「Ⅰ．当社定款の一部変更等の内容 ①」において定義いたします。以下同じです。）を 80 万分の 1 株の割合をもって交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

Ⅰ．当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成 24 年 2 月 24 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の①から③の方法による当社の定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部取得（以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。）について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更して、普通株式とは別の内容の A 種種類株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を会社法第 2 条第 13 号に規定する種類株式発行会社といたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定めを新設いたします（以下、全部取得条項が付された当社普通株式を「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議に

よって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引き換えに、A種種類株式を80万分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けます。

- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全て（但し、自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引き換えに、全部取得条項付普通株式の株主様（但し、当社を除きます。）に対して、取得対価として、その所有する全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式を80万分の1株の割合をもって交付いたします。なお、株式会社村田商事（以下「村田商事」といいます。）を除く株主の皆様を取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満の端数となる株主の皆様につきましては、会社法第234条その他関係法令の定める手続に従い、最終的には現金が交付されることとなります。

II. 当社の完全子会社化のための定款一部変更等に係る各議案の承認決議

1. 種類株式発行等に係る定款一部変更（上記①）及び全部取得条項に係る定款一部変更（上記②）の承認決議

(1) 承認決議された事項の内容

本完全子会社化手続のうち①の種類株式発行等に係る定款一部変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。また、本完全子会社化手続のうち②の全部取得条項に係る定款一部変更は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました。

本臨時株主総会第1号議案に係る定款一部変更の内容は、平成24年2月24日付当社プレスリリースの「I. 1. (2) 変更の内容」に記載のとおりであり、本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会議案に係る定款一部変更の内容は、平成24年2月24日付当社プレスリリースの「I. 2. (2) 変更の内容」に記載のとおりです。

(2) 定款変更の効力発生日

本完全子会社化手続のうち①の種類株式発行等に係る定款一部変更は、本臨時株主総会における承認可決をもって、本日効力を生じております。

また、本完全子会社化手続のうち②の全部取得条項に係る定款一部変更は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成24年4月26日に効力が生じます。

2. 全部取得条項付普通株式の取得（上記③）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続のうち③は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。

当該議案の内容は、平成24年2月24日付当社プレスリリースの「II. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に記載のとおり、会社法第171条第1項並びに本完全子会社化手続のうち①及び②による変更後の当社定款に基づき、取得日において、当社が全部取得条項付普通株式の全て（但し、自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに、基準日の最終の当社の株主名簿に記録された当社の株主様（但し、当社を除きます。）に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式を80万分の1株の割合をもって交付するものであります。なお、村田商事を除く株主の皆様を取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生日

全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、本完全子会社化手続のうち②の全部取得条項に係る定款一部変更の効力が発生することを条件として、平成24年4月26日（以下「取得日」といいます。）に効力が生じます。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、取得日をもって、全部取得条項付普通株式の全て（但し、自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに、基準日の最終の当社の株主名簿に記録された当社の株主様（但し、当社を除きます。）に対して、取得対価として、その所有する全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式を80万分の1株の割合をもって交付いたします。

上記の株主様への交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、法令に定める手続に従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件として、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得てA種種類株式を村田商事に対して売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に468円（村田商事が平成23年12月5日から平成24年1月23日まで当社普通株式に対して行った公開買付けにおける当社普通株式の買付け等の価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

III. 上場廃止

上記各議案が承認可決された結果、当社普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、本日から平成24年4月22日まで整理銘柄に指定された後、平成24年4月23日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

IV. 全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）は以下のとおりです。

種類株式発行等に係る定款一部変更（本完全子会社化手続の①）の効力発生日	平成24年3月22日（木）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成24年3月22日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日公告	平成24年3月24日（土）
当社普通株式の売買最終日	平成24年4月20日（金）
当社普通株式の上場廃止日	平成24年4月23日（月）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日	平成24年4月25日（水）
全部取得条項に係る定款一部変更（本完全子会社化手続の②）の効力発生日	平成24年4月26日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付（本完全子会社化手続の③）の効力発生日	平成24年4月26日（木）

以上